

資料1

2．減災対策、流域治水のこれまでの取組について

1) これまでの経緯と今後の進め方について

これまでの経緯【減災対策協議会、流域治水協議会】



尻別川減災対策協議会【設立】

(水防連絡協議会 減災対策委員会)

➤「減災に対する取組方針」策定

尻別川減災対策協議会【改組】

(北海道管理区間も対象、※水防法に基づく)

➤「減災に対する取組方針」改訂

➤「減災に対する取組方針」改訂

- ・ 各協議会でのフォローアップ
- ・ 水防災に関する情報共有
- ・ 構成員との意見交換

協議会

H28.6

H29.6

協議会

R2.9

R3.3

尻別川流域治水協議会【設立】

➤「尻別川流域治水プロジェクト」公表

- ・ 各協議会でのフォローアップ
- ・ 流域治水に関する情報共有
- ・ 構成員との意見交換

- R6.3尻別川流域河川整備計画[変更]策定
- 流域対策の追加

➤「尻別川流域治水プロジェクト2.0」公表

➤ 自分事化に向けた取組計画

R6.2

R6.3

R7.2

第11回

第7回

今回協議会

今回協議会

設立趣旨【減災対策協議会、流域治水協議会】

尻別川減災対策協議会（H28.6～）

尻別川 減災対策協議会 設置趣旨

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされており、平成 29 年 6 月 19 日には「大規模氾濫減災協議会制度」を新たに盛り込んだ改正水防法が施行されました。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道、流域自治体等からなる「尻別川減災対策協議会」を水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものです。なお、これにより事業が引き継がれる「尻別川水防連絡協議会」は発展的解消とします。

尻別川流域治水協議会（R2.9～）

尻別川流域治水協議会

設立趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備や大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

(参考) 減災対策協議会と流域治水協議会

尻別川減災対策協議会(H28.6～)

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生
- 住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生
- このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的に推進し「水防災意識社会」を再構築するために「尻別川減災対策協議会」を水防法に基づき設置

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方答申
～ 社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築 ～

○行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

○対応すべき課題

- ✓ 市町村・住民等の適切な判断・行動
- ✓ 市町村境を越えた広域避難

- 水防体制の弱体化
- 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

○住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実践的なソフト対策の展開を図る

➢ 円滑かつ迅速な避難の実現

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
- ・ 広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
- ・ スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供 等

➢ 的確な水防活動の推進

- ・ 水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画 等

➢ 水害リスクを踏まえた土地利用の促進

- ・ 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、様々な場所での想定浸水深の表示
- ・ 不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催 等

○危機管理型ハード対策の導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

➢ 減災のための危機管理型ハード対策の導入

- ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
- ・ 堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築 等

尻別川流域治水協議会(R2.9～)



- 気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進
- 河川整備や減災対策協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有し、流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築する
- 協議会では、関係者においてリスクを共有、分担し地域に応じた適応策を検討する

流域に関わる全員で水災害に立ち向かう

「流域治水」の推進

さらに一歩進める

3



全員で
水害対策

対策の3つ柱

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

構成員【減災対策協議会、流域治水協議会】

尻別川減災対策協議会（H28.6～）

組 織 別	構 成 員	幹 事
小樽開発建設部	部 長	倶知安開発事務所長 公物管理課長 防災課長 工務課長
後志総合振興局 小樽建設管理部	局 長	地域政策課主幹（地域行政） 維持管理課長 地域調整課長 治水課長
蘭 越 町	町 長	総務課参事兼企画防災対策室長
ニセコ町	町 長	総務課防災専門官
真狩村	村 長	総務企画課長
留寿都村	村 長	企画観光課長
喜茂別町	町 長	まちづくり振興課長
京 極 町	町 長	総務課長
倶知安町	町 長	総務課危機管理室長
北海道旅客鉄道（株）	札幌構造物検査センター所長	工事課防災技術グループ長
北海道電力（株）	倶知安水力センター所長	倶知安水力センター土木課長
札幌管区气象台	台 長	気象防災部防災調査課長 気象防災部予報課長
北海道警察本部	警備部長	警備課長
倶知安警察署	署 長	警備課長
陸上自衛隊	倶知安駐屯地司令	北部方面対舟艇対戦車隊
羊蹄山ろく消防組合	消 防 長	射 撃 幹 部 消 防 課 長

尻別川流域治水協議会（R2.9～）

組 織 別	構 成 員	幹 事
小樽開発建設部	部 長	倶知安開発事務所長 公物管理課長 防災課長 工務課長 農業開発課長
後志森林管理署	署 長	次 長
後志総合振興局 小樽建設管理部	局 長	危機対策室主幹（危機対策） 農村振興課長 林務課長 森林整備課長 維持管理課長 地域調整課長 治水課長
蘭 越 町	町 長	総務課参事兼企画防災対策室長 建設課長 農林水産課長
ニセコ町	町 長	総務課防災専門官 都市建設課長 農政課長
真 狩 村	村 長	総務課長 建設課長 産業課長
留 寿 都 村	村 長	企画観光課長
喜 茂 別 町	町 長	まちづくり振興課長 建設課長 農林課長
京 極 町	町 長	総務課長 建設課長 産業課長
倶 知 安 町	町 長	総務課危機管理室長 建設課長 水道課長 農林課長 まちづくり新幹線課長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所 長	次 長
札幌管区气象台	気象防災部長	地域防災推進課長 予 報 課 長

今後の取組【減災対策協議会、流域治水協議会】

尻別川の減災対策(減災対策協議会)

＜減災対策に関する取組方針＞

※ は両協議会で密接する取組

①ハード対策

- ・ 堤防整備、河道整備
- ・ 危機管理型ハード対策
(堤防天端、法尻の保護)
- ・ 排水活動に資する基盤等の整備
(桶門釜場の整備)

など

②ソフト対策

- 1) 確実な避難行動のための取組
 - ・ 避難計画（ハザードマップへの避難方法の明記）
 - ・ タイムラインの作成、訓練等踏まえた精度向上
 - ・ 洪水予報の改良、プッシュ型配信
 - ・ 避難確保計画の作成
 - 2) 的確・迅速な水防活動に関する取組
 - ・ 水防訓練の実施
 - ・ 重要水防箇所の共同点検
 - 3) 早期復旧のための取組
 - ・ 排水計画の作成
 - ・ 災害時拠点施設等の耐水化

など

など

具体化

尻別川の流域治水対策(流域治水協議会)

＜流域治水プロジェクト2.0＞

具体化

① 氾濫を防ぐ・減らすための対策

- ・ 堤防整備、河道整備
- ・ 森林整備、治山対策
- ・ 流出抑制対策（「田んぼダム」、ため池貯留等）
- ・ 農地整備、農業排水路整備
- ・ 既存ダムの事前放流 など

など



③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・ 防災教育の実施
- ・ タイムラインの作成、訓練等踏まえた精度向上
- ・ 水防訓練の実施
- ・ 重要水防箇所の共同点検
- ・ 災害時拠点施設等の耐水化
- ・ ハザードマップの多言語化

など

新しい減災対策⇒

②被害対象を減らすための対策

- ・ 児童養護施設の浸水想定区域外への移転
- ・ 多段的水害リスク情報の検討
- ・ 立地適正化計画の検討、策定 など

など

両協議会は密接に関係することから、尻別川の減災対策を流域治水プロジェクト2.0に基づく具体的施策により推進しつつ、新しい減災対策を実行していくために、今後は両協議会を合同開催し、取組・課題について共有・議論を進める

2) 尻別川減災対策協議会の規約改定（案）について

尻別川減災対策協議会 規約 (改定案)

(名称)

第1条 この会議は、「尻別川減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、尻別川流域の国管理区間及び北海道管理区間における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、蘭越町等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものである。

(減災対策協議会の構成)

第3条 減災対策協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 減災対策協議会に会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。

3 会長は、減災対策協議会の事務を掌理する。

4 会長は、第1項によるもののほか、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加させることができる。

(減災対策協議会の実施事項)

第4条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 洪水により浸水した場合に、地域経済へ大きな影響を与える生産拠点等の水害リスク情報についても共有するとともに、地域経済を支える浸水対策等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項についても地域の取組方針を作成し、共有する。

4 毎年、減災対策協議会等を開催して、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(幹事会の構成)

第5条 減災対策協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表の職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は北海道開発局~~倶知安開発事務所長~~小樽開発建設部次長と

する。

- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、減災対策協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加させることができる。

（会議の公開）

第6条 減災対策協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を減災対策協議会へ報告することにより公開と見なす。

（減災対策協議会資料等の公表）

第7条 減災対策協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 減災対策協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 減災対策協議会及び幹事会の事務局は、小樽開発建設部工務課、倶知安開発事務所河川課及び後志総合振興局地域創生部危機対策室、小樽建設管理部維持管理課、地域調整課、治水課におく。

- 2 減災対策協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、減災対策協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年6月17日から施行する。

本規約は、平成29年6月27日に一部改定する。

本規約は、平成30年2月28日に一部改定する。

本規約は、令和元年7月1日に一部改定する。

本規約は、令和2年6月24日に一部改定する。

本規約は、令和3年7月1日に一部改定する。

本規約は、令和 4 年 7 月 1 5 日に一部改定する。

本規約は、令和 5 年 7 月 2 8 日に一部改定する。

本規約は、令和 7 年 2 月 1 9 日に一部改定する。

別表

組 織 別	構 成 員	幹 事
小 樽 開 発 建 設 部	部 長	次 長 倶知安開発事務所長 公物管理課長 防 災 課 長 工 務 課 長
後 志 総 合 振 興 局 小 樽 建 設 管 理 部	局 長	危機対策室主幹（危機対策） 維持管理課長 地域調整課長 治 水 課 長
蘭 越 町	町 長	総務課参事兼企画防災対策室長
二 七 コ 町	町 長	総務課防災専門官長
真 狩 村	村 長	総務企画課長
留 寿 都 村	村 長	企画観光課長
喜 茂 別 町	町 長	まちづくり推進課防災監
京 極 町	町 長	総 務 課 長
倶 知 安 町	町 長	総務課危機管理室長
北海道旅客鉄道（株）	札幌構造物検査センター所長	工務部工事課副課長
北 海 道 電 力 （ 株 ）	倶知安水力センター所長	倶知安水力センター土木課長
札 幌 管 区 気 象 台	台 長	気象防災部地域防災推進課長 気象防災部予報課長
北 海 道 警 察 本 部	警 備 部 長	警 備 課 長
倶 知 安 警 察 署	署 長	警 備 課 長
陸 上 自 衛 隊	倶知安駐屯地司令	北部方面対舟艇対戦車隊射撃幹部
羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合	消 防 長	消防本部消防課長

3) 尻別川流域治水協議会の規約改定（案）について

尻別川流域治水協議会 規約（改定案）

（名称）

第1条 「尻別川流域治水協議会」（以下「流域治水協議会」）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、尻別川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（流域治水協議会の構成）

第3条 流域治水協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 流域治水協議会に会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。
- 3 会長は、流域治水協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、流域治水協議会の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）の参加させることができる。

（流域治水協議会の実施事項）

第4条 流域治水協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 尻別川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（幹事会の構成）

第5条 流域治水協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は小樽開発建設部倶知安開発事務所長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、流域治水協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水の各種検討、調整を行い、その結果について流域治水協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）の参加させることができる。

（流域治水協議会の公開）

第6条 流域治水協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、流域治水協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を流域治水協議会へ報告することにより公開と見なす。

（流域治水協議会資料等の公表）

第7条 流域治水協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、流域治水協議会の了

解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 流域治水協議会及び幹事会の事務局は、小樽開発建設部工務課、倶知安開発事務所河川課及び後志総合振興局地域創生部危機対策室、小樽建設管理部治水課におく。

- 2 流域治水協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、流域治水協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年 9月 7日から施行する。
本規約は、令和3年 3月22日に一部改定する。
本規約は、令和4年 3月29日に一部改定する。
本規約は、令和5年 3月29日に一部改定する。
本規約は、令和6年 2月26日に一部改定する。
本規約は、令和7年 2月19日に一部改定する。

別表

組 織 別	構 成 員	幹 事
小樽開発建設部	部 長	倶知安開発事務所長 公物管理課長 防災課長 工務課長 農業開発課長
後志森林管理署	署 長	次 長
後志総合振興局	局 長	危機対策室主幹（危機対策） 農村振興課長 林務課長 森林整備課長 維持管理課長 地域調整課長 治水課長
小樽建設管理部		
蘭 越 町	町 長	総務課長 建設課長 農林水産課長
二 七 町	町 長	総務課長 都市建設課長 農政課長
真 狩 村	村 長	総務課長 建設課長 産業課長
留 寿 都 村	村 長	企画観光課長
喜 茂 別 町	町 長	まちづくり振興課長 建設課長 農林課長
京 極 町	町 長	総務課長 建設課長 産業課長
倶 知 安 町	町 長	総務課危機管理室長 建設課長 水道課長 農林課長 まちづくり新幹線課長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所 長	次 長
札幌管区气象台	気象防災部長	地域防災推進課長 予報課長